



アルゼンティンの州・地域別開発状況調査

平成6年度在外事務所プロジェクト形成調査報告書

1995年5月

JICAアルゼンティン事務所

JICA LIBRARY



J1149977(9)

AGO

JR

014

目 次

ページ

はしがき	
序文	1
第 I 章：国家と各州の関係	2
新憲法による国家と州との関係	2
租税収入連邦配分制度に関する法律	6
雇用、生産および成長に関する連邦協定	9
第 II 章：地域経済の調整および計画	12
各州の財政状態	28
第 III 章：アルゼンティン共和国の各地域	39
1. パンパ地域	45
1) ブエノスアイレス州	45
2) コルドバ州	49
3) エントレリオス州	53
4) ラパンパ州	56
5) サンタフェ州	59
2. クーショ地域	63
1) メンドサ州	63
2) サンルイス州	67
3) サンファン州	71
3. 北東地域 (NEA)	75
1) コリエンテス州	75
2) チャコ州	79
3) フォルモサ州	83
4) ミシオネス州	86
4. 北西地域 (NEA)	89
1) カタマルカ州	89
2) フファイ州	94
3) ラリオハ州	98
4) サルタ州	101
5) サンティアゴデルエステロ州	105
6) トウクマン州	109
5. パタゴニア地域	113
1) チュブ州	113
2) ネウケン州	118
3) リオネグロ州	122
4) サンタクルス州	126
5) ティエラデルフエゴ	130
第 IV 章：援助に関する提言	133
展望	133
提言	133
付属資料	
付属 1：租税関連法規	
2：主要統計データ	
3：州別 GDP と輸出について	
4：工業および水産業に係る各種データ	
5：研究開発機関一覧	
6：国際金融機関による貸付案件リスト	

は し が き

アルゼンティンは、スペイン植民地時代から、今日のパンバ地域、特にブエノスアイレスを中心とする地域より、本国向けに皮革・獣脂を中心に畜産品の輸出を行っていた。アルゼンティンは、1890年以降、僅か20余年間で、農牧業に立脚した西欧諸国の工業原料・食料供給国から、一挙に農業・畜産業双方に基盤を置く西欧の食料庫としての地位を固めた国である。この発展過程において、農牧産品の輸出港を持ったブエノスアイレス市は、政治、経済、文化活動等の拠点として機能し、ブエノスアイレス市を中心とするパンバ地域は、輸入代替工業化時代を通じて現在に至るまで、アルゼンティンの発展過程をリードしてきた。この発展過程の結果、アルゼンティンには、人口の3分の2とGDPの約4分の3を占め、開発が進んだパンバ地域（国土面積の3分の1）と人口密度が低く、かつ開発が遅れた非パンバ地域（国土面積の約3分の2）が共存している。豊かなパンバ地域の州に依存する貧しい州における構造調整の推進のため、各種社会問題への取組みや低迷する地方経済の振興を通じ、拡大しつつある地域間格差の是正に向けた努力が急務となっている。

アルゼンティンは、世界銀行・IMFと協調して構造調整に取組み、マクロ経済の安定化、市場経済の枠組の整備等を達成して経済成長を続けているが、その構造調整の一環として、地方分権を推進している。開発政策上の重要課題である地域間格差の是正の観点からも、機能を縮小した中央政府に代わり各州政府のイニシアティブによって地方開発が行なわれる傾向が強くなりつつある。また、経済安定を実現し、持続的な成長の達成を目標としている現在、州レベルの構造改革が、貿易収支の改善や財政均衡の維持とともに、最も重要でかつ緊急な課題となっている。

このような背景のもと、地方政府が実際上の援助受入れ機関となる協力も増えつつあることから、州・地域レベルに対する援助アプローチ手法を整理する意味で、優良案件の発掘・形成を促進するために必要な各州の財政事情、社会経済事情、開発重点分野等の調査と国家と州の関係に関する制度の分析を行なった。

本調査の実施にあたっては、アルゼンティン民間コンサルタント会社の中から本件調査内容に精通した下記業者を選定して調査委託契約を結んだ。

調査の委託先：ARIBUS CONSULTORA 社

委託契約期間：1994年11月1日～1995年1月31日

本報告書が対アルゼンティン技術協力を携わるJICA関係各部及び広く日本側援助関係者によって参考資料として活用され、今後のより良い技術協役に役立つことを願うものである。

平成7年3月

JICAアルゼンティン事務所長

福田省三

序文

アルゼンチンの州開発に関する本リポートは、基本的に、経済社会面の調整と計画の効率的なメカニズムの概要、ならびに各州（首都を除く）の状況および特徴の記述の二部により構成されている。

第I章では、国家政府と州との関係に関わる、新憲法の定める規定について述べる。憲法改正により、旧憲法との間にいくつかの重要な変化が発生している。わけても予算の執行、社会および教育計画の策定の非中央集権化、地方分散化の促進、またその結果として州あるいは市により大きな責任を負わせる制度が特筆される。次いで租税収入連邦分配制度、雇用、生産、成長に関する連邦協定を含む主要な税務措置について記述する。

第II章では地域経済の調整の中心となるさまざまな財政制度および計画の分析を行う。また各州の財政状態と予算の財源に関する主要な問題を考察する。

第III章では各州より構成される地域の主な特徴を記述し、各地域について詳細な報告を行う。ここでは社会面、州政府の役割、州の生産および輸出の構成および動向、部門別特徴、予算執行状況、民営化ならびに規制緩和過程の進捗について述べる。また主要な開発計画およびそれら計画の中心的问题、インフラの特性についてもコメントを行い、各州間の比較を容易にするため、最も重要な社会経済変数をまとめた。

最後に第IV章では、JICAによる国際協力に関する分野の提言を行う。

本リポートに記載したインフォメーションを補完する目的で、関連法規、州財政に関する補完的情報、州の地域別総生産および輸出における部門別構成および最近の変化、鉱業および漁業の開発度および関連法規の分析、州立調査機関のリスト、世銀および米州開発銀行の現行あるいは手続中の貸し付けのリストを付属として収録した。

第I章： 国家と各州の関係

新憲法による国家と州との関係

1994年8月に制定されたアルゼンチン国家の新憲法は、一方において国家と州との間の恒久的あるいは暫定的な規定、他方において州政府の義務と権限についての新たな規定を定めている。(第I編)

第1条では、アルゼンチン国家は、「代表制、共和制、連邦制」を政府の形態とすることを定めている。(1) これを前提として、第5条では「各州は、...、かつ国家憲法の定める原則、宣言および保障に従って、自州の憲法を制定する。同憲法は司法の管理、市自治制度および小学校教育を保障するものでなければならない。」旨を定めている。

また第2部、第1節(第1編)は、立法府の構成、特徴、機能および権限について説明している。すなわち下院は州民により直接選挙された代表者により構成され、その数は「住民3万3千人あるいは1万6千5百人を下回らない端数につき1名とする」。一方上院は、1995年5月以降、各州につき3名の代表者により構成され、「2名は最大得票数を獲得した政党の議員、残り1名は次いで得票数の多い政党の議員とする」。

(1) 「代表制、共和制」とは、国権機関は、国民主権を国民代表として行使するため、普通選挙により選出され、再選可能であるか否かを問わず、予め定められた任期についてその機能を果たすことを意味する。また民主制度においては立法、行政、司法の三権の独立と均衡を前提とする。(裁判官は行政府により提案され、議会により承認され、身分を保障される。) また政府の行為が公表されること、国民の譲渡不能の権利(通行、表現の自由など)において、共和制が表現されている。一方、連邦制とは、連邦首都を除く各州の自治権の存在を意味し、国家レベルにて決定される問題を除くすべてに関して、該当州政府が決定の権限を備える。各州は国家と同一の構成をもち、各自が憲法を制定し、行政府および司法府の代表者を選出する。また国家の代表者として、下院議員—各地域の住民の相対的比重を表現する—および一定の比例において連邦制度上の均衡を保障する上院議員を選出する。ただし中央政府が資金を集中化する場合は、事実上このシステムは「窒息」させられる可能性がある。

国家と州との関係については、第75条がその経済上の性格により、最も重要な規定となっている。同条は議会の権限を規定し、第2項において「州と共同の権限として間接税を課税する。また国家の防衛、安全および一般の福祉のため必要となる限りにおいて、国家領土内において均等の比例をもって、一定期限について直接税を課税する」旨を定めている。これらの租税収入は、「特定の目的をもって課税されるものの一部あるいは全体を除き」、州に配分される。(2)

また「法律と同一の効力をもつ協定」により、「資金の自動的送金を保障し、上記租税収入の配分の制度を確立する」旨規定されている。同協定は、上院において発議され、「上下各院の議員総数の過半数により可決されなければならない。同法について一方的に修正を行い、あるいは施行細則を制定することはできない」。

同項は、上記資金の州配分に関する基準についても定めている。国家、州、ブエノス・アイレス市の間の配分は、「配分の客観的基準を勘案の上、それぞれの管轄、業務および機能に応じて実施される。均等、連帯の原則に基づき、全国土内における開発度、生活の質および機会の均等性の確保を念頭におき、配分を行う。」

新憲法に包括された暫定規定（第6条）において、租税収入の州への配分制度および連邦税務機関に関する規定は、「1996年度終了以前に制定される」ことになっている。また憲法改正時点における現行の管轄、業務および機能の分掌ならびに資金の配分は、関係各州の明確な承認なしには修正することはできない。

最後に、第75条第2項は、「権限、業務あるいは機能の移転については、議会、および当事者である州、．．．．．の承認を得た当該予算の再割当てを伴うものでなければなら」ず、また一方、同問題についての「監督および履行の監査は、．．．連邦監督機関がこれを担当する」旨を定めている。

(2) 関税は州配分の対象とならない。輸入税および輸出税の制定は、議会の権限である。

同条第3項は、議会の権限の一つとして、「上下各院において絶対多数にて承認された特別法により、一定期間について州配分資金の特別割当て予算を作成あるいは修正する」旨を定めている。

また同条第9項では、議会の権能の一つとして、「その収入が経常支出を補填するに至らない州に対し、国庫よりの補助金を合意に基づいて決定する」権限を認めている。(3)

上記諸点より、新憲法の制定以降、国家と州との間の財政上の関係について、議会はより強力な監督権を備えることとなると考えられる。さらに、民主制度上重大な危機的状況が発生した場合に連邦国家が州に介入する制度が、同権限に加えられる。(第75条第31項および第99条第20項)

新憲法で言及されているもう一つの問題は、「州政府」の権限および義務であり、これは第I編(第121条-第128条)に規定されている。第121条は、「州は本憲法により、連邦政府に委任されず、かつ特別協定により留保されないすべての権限を保持する」旨を定めている。すなわち州は、「独自の制度を備え、これに従う。連邦政府の介入なしに州知事、議員その他の公職につくべき者を選出する。」(第122条) また「各州は、市の自治性を保障し、その制度上、政治上、行政上、経済上、財政上の管轄および内容を規制しつつ、. . . . 独自の憲法を制定する。」(第123条)

第124条は州に対して、「経済社会開発地域を指定し、その目的の遂行のための権限を備える組織を設置することができる。また国家の外交政策と矛盾しない限りにおいて、. . . 連邦議会に報告の上、国際条約を締結する」権限を付与している。また同条は、「各州の領土内に存在する天然資源の所有は該当の州に帰属する」旨を定め、全国の州の大部分の従来からの要求に答えている。

(3) 憲法改正以前に比較して、議会は、州に対する補助金および特別資金の支出について、より高度で効果的な監督の権限を備えることとなる。

一方第125条は、州政府の権限を拡大し、「司法の管理、経済利益および国家と州に共通の利益を目的とする協定を、議会に報告の上、締結することができる。また自己の資金をもって、産業の振興、移住、州所有地の入植、工業の誘致、外国資本の導入(4)および特に定める保護法に従い、河川の開発を促進することができる」旨を定めている。

最後に第128条は、「州知事は、国家憲法および国法の遵守のため、連邦政府より委任された者である」と定めている。

総括すると、主な政党の間の政治協定（ペロン党と急進党との間で締結されたいわゆるオリーブス協定）の枠内において、新憲法は州の権利主張を認め、基本的に連邦議会のコントロール機能、特に資金の管理について監督する権限を拡大している。

(4) ただし実際には、州に対して、外国からの融資に際し、条件設定など、国家行政府よりの管理と圧力が加えられている。

租税収入連邦配分制度に関する法律

租税収入連邦配分制度は、国家政府と州政府との間の財政調整のための基本的制度である。(5)

同制度を通じて、一定の租税の徴収が国家政府に集中され、後に租税収入連邦配分制度に関する法律（現行法は1988年に制定された法律第23548号）に規定される基準に従って各州政府に配分される。

同法は、州に配分すべき資金の総額、同資金の州全体への配分（一次配分）および同資金の各州への配分（二次配分）の三つの段階について規定している。

同法第2条において、「配分の対象となる資金は、... を例外とするすべての国税の徴収により構成される」旨を定めている。これらの例外とは、輸入税、輸出税、租税収入配分の特別の制度の適用対象となるもの、および特定の用途あるいは目的をもって制定された租税である。従い、租税収入配分制度の資金を構成する主要な租税は、付加価値税、所得税、商品税および資産税である。

一方同法第3条は、配分資金の一次配分の基準を以下のとおり定めている。すなわち、国家に42.34%、(6) 州全体に54.66%、四州(7)の相対的水準の回復に2%、州への国庫出資金(ATN) 1% (8) となっている。

(5) 兌換計画、規制緩和、急激な開放経済政策、民営化などに基づき、開発についての規制と振興の権限および手段を国家が州政府に移管するもので、短期金融調整と呼ばれ、実際には調整の中心的メカニズムを構成する。

(6) ティエラ・デル・フエゴが準州から州となった時点から同比率が修正され、国家41.952%、州57.048%となった。

(7) ブエノス・アイレス州(1.57%)、チュブ、ネウケンおよびサンタ・クルス州(各0.1433%)

(8) 州政府の緊急事態および財政不均衡の是正に充てられる。

資金の二次配分は同法第4条において、以下のとおりに定められている。

ブエノス・アイレス	19.93%	カタマルカ	2.86%	コルドバ	9.22%
コリエンテス	3.86%	チャコ	5.18%	チュブ	1.38%
エントレ・リオス	5.07%	フオルモサ	3.78%	フファイ	2.95%
ラ・パンパ	1.95%	ラ・リオハ	2.15%	メンドーサ	4.33%
ミシオネス	3.43%	ネウケン	1.54%	リオ・ネグロ	2.62%
サルタ	3.98%	サン・フアン	3.51%	サン・ルイス	2.37%
サンタ・クルス	1.38%	サンタ・フェ	9.28%	S. エステーロ	4.29%
ツクマン	4.94%				

法律23548号は基準法として現在も有効であるが、国家と州との間の財政関係において、厳密に法的な面と現実面の両方において、一連の修正が施された。第一は分配比率（一次および二次）に関するもの、第二は国庫出資金を含めた最終的配分および実際に配分される金額に影響する特定の法規および措置に関するものである。

例えば、社会保障制度資金に割り当てられる、ブエノス・アイレス首都圏資金（所得税の10%）、教育基金（資産税の50%）などの設立は、租税収入連邦配分制度に関する法律より派生する配分基準が適用されるべき資金の総額の削減を意味するものである。1992年8月に調印された連邦租税協定により、新規の大幅な改正が行われた。そのうちでも最も重要なのは、連邦配分対象の租税収入の15%を国家の社会保障費その他国家の経常費の手当てに充当すると言う改正である。また州間不均衡補正資金（月間4千380万ペソ）が設立され、租税収入配分制度から発生する月間最低収入が各州に対して保証され、国家住宅基金（FONAVI）の管理の地方分権化につき合意がなされた。（付属1「租税収入連邦配分制度に関する法律の改正条項」参照）

上記の修正の結果として、1994年度予算に基づいた租税収入連邦配分の最終的比率は、表 I-1 に示すとおりとなった。

表I - 1 租税収入連邦配分額 (1994年度)

I. 配分対象租税収入	100 %	28,202.6
II. マイナス :		
所得税の20% (社会保障)	4.4%	1,216.2
所得税の10% (ブエノス・アイレス首都圏)	2.3%	608.1
所得税の4% (NBI)	0.9%	243.2
所得税の2% (国庫出資基金)	0.4%	121.6
資産税の50% (教育基金)	0.2%	52.7
付加価値税の11% (社会保障)	6.8%	2,000.6
III. (I - II) 連邦配分対象総額	85.0%	23,960.2
IV. マイナス (連邦配分予備対象総額) :		
III. の15% (社会保障)	12.7%	3,594.0
固定額 (州間不均衡補正資金)	2.0%	549.6
V. (III - IV) 租税収入連邦配分法による配分総額	70.3%	19,816.6

出所 : Centro de Estudios Bonaerenses(CEB) 、1994年度予算に基づく。

上記表から、分配総額は分配対象租税収入の70% であることが明らかである。また州への一次配分の比率 (57.05%) の適用により、州に対する配分総額 (113億540万ペソ) は、実際の租税徴収額の40.1% となり、租税収入連邦配分法に定める比率を17% 下回ることとなる。

州から見れば、価格の安定、脱税防止、税法の改正など一連の措置による配分対象租税の大幅な増加、および「インフレ税」その他の連邦配分制度の対象とならない租税の廃止の結果として、上記の資金の削減は相殺されることとなり、州財政がある程度軽減される状況の下で、州財政の健全化に対する国家政府の圧力が高まっている。

前述の連邦配分対象資金の削減がその一例であり、支出の面からは、教育および医療サービスの州への移転が州全体で年間約10億ペソの追加支出をもたらしている。(付属II統計参照)

いずれにせよ、1993年半ばより、いくつかの州 (サンティアゴ・デル・エステーロ、ラ・リオハ) で発生している経済社会危機および不安定な州財政 (チャコ、フワイなど) により、中央政府の圧力が増大している。

雇用、生産および成長に関する連邦協定

上述のような状況の下に、中央政府と各州（コルドバを除く）の間に新たな租税協定が調印された。1993年8月に調印され、政令1807/93号により国家レベルで批准された同協定は、中央政府および参加各州が一連の租税の撤廃あるいは改正の措置をとることを定めたものである。中央政府は以下を約定した。

- 生産過程に使用される資産に対する資産税の撤廃(9)
- 労働コストにおける租税および社会保障費の比重の減少(10)
- 付加価値税の源泉徴収および先払いの調整
- 租税収入連邦配分制度より発生する月間収入の保証条項を7億4千万ペソに増大する。
- 州不均衡補正基金の月間配分を200万ペソに引き上げる。

一方参加各州は該当管轄内において、以下の措置を実施することを約定した。(11)

- 農牧業、工業、鉱業および建設部門を対象とするすべての金融取り引きに対する印紙税の撤廃。その他の部門については95年6月30日までに漸進的に撤廃する。
- 一次産業、金融業および工業についての取引高税の漸進的撤廃。95年6月30日までに完全に撤廃する。同税は小売り売上税により代替されなければならない。
- 定期預金利子、銀行口座振出しおよび貸金に対する課税を、95年6月30日までに暫進的に撤廃する。

(9) 中央政府家の引き受けた義務の大部分は、州側による該当義務の厳重な履行を前提とする。例えば、資産税の撤廃は、印紙税の免除の適用を条件とし、雇用者負担の軽減は取引高税の撤廃を条件としている。

(10) 一次産業、工業、建築、科学技術調査および観光部門の雇用者負担の軽減は1993年末に政令2609/93号により制定された。同政令は、州により、あるいは同一州の行政区により、30%から8%の雇用者負担額の軽減を定めている。

(11) 大蔵庁の推定によると、協定に定める改革を完遂した際には（1996年）、全州総合歳入は1992年比で20億ペソ減少する。

- 州内で消費されない燃料、ガスおよび電力の移転に対し課税される特別税の撤廃
- 不動産税の税率は、農地については1.2%、都市については1.5%までとする。
また課税対象基礎—課税評価額—を市場価格の80%に押さえる。
- 市道路税、道路保守税を0.4%に制限する。
- 自動車税の評価と税率を統一する。
- 州管轄内における民営化のプロセスを完成する。
- 州管轄内において、経済活動の規制緩和のための措置をとる。

また同協定は、州の恩給年金公庫を国家社会保障制度に移転させる可能性を定めている。また「直接あるいは間接に、公共サービスの給付企業の経費節減あるいは利益増大につながる」国家、州、市レベルの実施する租税措置は、利用者および消費者の利益に完全に移転されなければならない旨が定められている。

雇用、生産および成長のための租税協定の枠内で国家、州の両者により採用された規則および措置は多数に上るが、経済上の利益の移転としての性格を備える主要な法規は以下のとおりである。

- 政令1807/93号（93年8月12日付け租税協定の文言をそのまま記載）： 経済公共事業省およびナシオン銀行に対し、該当管轄内において雇用、生産および成長のための租税協定の規定を適用するよう指導する。
- 国家予算に関する法律24307号： 第33条において、租税協定の批准の権限を行政府に付与している。
- 政令14/94号： 租税協定を批准。
- 政令1802/93号： 徴税状況を勘案しつつ、首都および93年8月26日以前に協定に調印した州において、農牧、工業、鉱業、建設部門にて経済上利用された財貨に対する資産税撤廃の発効日を早め、1993年9月1日以降とする。将来同協定に参加する州については、資産税の撤廃は調印の翌月の1日をもって発効するものとする。
- 政令2078/93号： 政令1802/93号（93年8月26日付け）の発効日まで 朔及して、同協定第1条を追加する。同条は、資産税の撤廃は、農牧、工業、鉱業、建設部門のための団体間の金融および保険の取り引きに対する印紙税を、93年10月27日までに撤廃したすべての州に対して適用される。

- 政令2609/93号： 一次産業、鉱業、建設部門、科学技術研究および観光に関する活動の賃金についての雇用者負担租税の細目化を定めた。 雇用者負担の軽減の対象は、93年12月31日現在同協定に加盟しており、その結果同協定前文第1条第4項に規定される取引高税の改正を実施している州において給付を行っている被雇用者の賃金である。 雇用者負担の軽減率は分野および地域により異なり、(30% - 80%)改正税率の適用は1994年1月1日以降となっている。
- 政令81/94号(政令2609/93号改正)： 被雇用者賃金に対する雇用者負担の細目化の恩典を租税協定に調印していないにもかかわらず同協定の取決めを実施した州に進出した生産部門に対しても適用することを定めた。
- 政令385/94号： 取引高税の撤廃を未だに実施していても、租税協定の規定に従って同税撤廃のための具体的期日を含めた法規を制定した州に対しても政令2609/93号の被雇用者の賃金に対する租税の軽減を適用することを定めた。 また1995年6月30日までに州による取引高税の撤廃を定めた。 同税撤廃の期日がそれ以降の法規により中止あるいは延期された場合は、該当活動あるいは部門に対して適用されていた恩典が直ちに廃止される。
- 政令1141/94号(観光関連活動)： 政令2609/93号の恩典の適用対象となる旨が規定された。 租税協定を履行し、関連諸活動(旅行代理店、ホテル教育機関、会議、見学の組織、開催団体、その他観光部門に直接関連する国内、国際組織、組合、企業、専門職団体)の取引高税を免除した州に対して恩典が付与される。

第II章： 地域経済の調整および計画

中央政府はすでに各州政府との間で、租税制度および調整管理制度の上において一連の措置を採ってきているが、その他にも、中央政府の掲げる短期、長期のマクロ経済の目標の達成に応じて、アルゼンチン経済の地域計画の実行を図っている。まず経済省地域経済計画局の設立は、国家政府が各州の不均質な問題に対応しようとする姿勢を表している。これらの各地域の異なる問題は、相互に関連し合いつつ、国家経済全体の進展を決定するものだからである。

この意味で、地域開発投資計画、予備投資計画、州開発計画など一連の州開発計画の策定と実施が特記される。地域開発投資計画は、相対的に開発度の低い州の生産部門の成長を推進する可能性を備えた経済インフラ（農道、州道、鉱山道路、小規模灌漑および水力発電のための水資源利用、観光開発工事）などのプロジェクトの決定を目的としており、1993年初頭に開始された。このプロジェクト全体の把握(12)および優先的と考えられるもののPre F/S の分析から特別融資の供与が検討される。

予備投資計画では、各州において可能な、インフラおよび社会福祉分野の公共投資プロジェクトの把握と分析についての州への援助が主眼となっており、州開発にとって潜在的に最も貢献度の高いプロジェクトを優先させる基準を採用している。1994年6月までに約1,200件のプロジェクトの存在が確認されたが、いずれも極めて初期的な段階のものであった。このデータに基づき、州公共投資の社会還元度の最も高いものを選択するための調査が継続される。また同計画では州の要請に応じて、公共投資計画担当分野の機構強化を図ることも定めている。

地域経済計画局は、国内の最も開発度の低い地域を対象とした開発計画を作成するための調整も担当している。

以上三つの計画の他に、表 I-1からも明らかなおり、地域経済の成長を促進し、かつ州政府の行政の質を向上するための政策および調査が実施されている。

(12) 1994年4月現在で、合計132件のプロジェクトがあり、その内訳は、水資源利用に関するもの56件、輸送インフラに関するもの41件、工業部門11件、観光8件、エネルギー関係8件、その他8件となっている。

表 II-1 : 地域経済計画

<u>政策、措置</u>	<u>担当機関</u>	<u>目的</u>
州開発計画 (3 段階)		
地域開発投資計画	経済企画庁 (BID 融資)	インフラ投資プロジェクトへの融資を通して州の生産部門の開発に貢献する
予備投資計画	同上	公共投資プロジェクト調査のための融資 (開発度の低い州のプロジェクト調査など)
州開発計画の策定	同上	国内各地域の調和ある成長を促進する
国家公共投資制度	経済企画庁 (世銀融資)	全責任機関の相互共同作業による公共投資決定のための合理的手続きの制定
国家統計システムの強化	INDEC	州統計局の強化; 業務上の非中央集権化を可能とする新規組織形態
州地域データバンク	経済企画庁	国家統計システムおよび地域計画機構の枠内で重要情報のデータバンクを構築する
公共支出、生活水準、貧困に関する分析評価	同上	全州総合社会公共支出に関する調査; 充足されない基礎的ニーズと貧困、各州の生活水準

出所: 経済公共事業省

地域経済計画の枠内における上記の諸計画に加えて、州がその成果の受益者となる政策あるいは措置が、各種の担当機関により実施されている。

州が主役となるべき主要な計画あるいはプロジェクトがいくつか挙げられる。その意味で、農業、畜産業および水産業に関する、あるいはこれらの振興を目的とする投資は、「地域的要素」が当該目的の達成に決定的な要素となっている部門別計画の遂行について、マクロ経済の展望の上で主要な要素となっている。農業、畜産業および水産業部門の計画の関連投資は1994-96年の3年間に11億ペソを上回っており、そのうち半分以上が国家タバコ基金となっている。(表II参照)

タバコ基金の配分形態の影響のため、四州(ブエノス・アイレス、ミシオネス、フワイ、サルタ)の

みが一次産業向けの支出の60% 近くを占めており、一方七州（フォルモサ、ラ・パンパ、ラ・リオハ、サン・ファン、サン・ルイス、サンディアゴ・デル・エステーロ、ティエラ・デル・フエゴ）はそれぞれが同支出全体の1%にも満たない

いくつかの州へに投資が集中する傾向は、程度の差はあるにせよ、大部分のサブプログラムあるいはサブセクターに見られる。その顕著な例は、農牧業サービス近代化プロジェクトであり、投資総額の4分の3以上がブエノス・アイレス州に集中している。

表II- 2 特別投資、特別計画における州別支出(1994-96年、単位：100 万ペソ)

州	A ⁽¹⁾	B	C	D	E ⁽²⁾	F	G	H	I	J ⁽³⁾	合計
BUENOS AIRES	68,896	390	89,260	64	17,890	7,718	1,792	11,000	13,001	159	210,166
CATAMARCA	358	45	313	491	1,856	60	2,219			16,838	22,181
CORDOBA	218	60	724	2,298	3,788	60	2,390	360	1,228	8,743	19,869
CORRIENTES	1,838		2,363	90	1,324	2,400	1,107	9,950		4,648	23,729
CHACO	748	150	16,684	65	6,827	1,758	1,792	450	1,848		30,119
CHUBUT	2,558	60	9,851	1,240	3,928	7,872	7,481	750	193	37,082	71,011
ENTRE RIOS	1,765	75	6,300	991	4,826	11,364	1,792	360	401		27,873
FORMOSA	154	45	268	748	1,955	60	5,946	360	536		10,071
JUJUY	281	17	263	371	1,582	1,266	1,920		107	152,623	158,410
LA PAMPA	379	60	3,191	20	2,680	870	938		125	81	8,343
LA RIOJA	103	30	500	1,162	1,548	60	1,877				5,278
MENDOZA	1,397	103	893	4,636	4,541	1,290	2,647		962		16,468
MISIONES	986	15	5,417	520	3,225	16,944	7,850	360		168,374	201,691
NEUQUEN	1,376	21	2,661	279	1,098	4,620	1,492	840	158	255	12,800
RIO NEGRO	1,676	60	2,769	474	3,208	990	1,278	2,200	814	1,439	14,907
SALTA	462	38	1,743	390	2,119	1,152	1,834		431	118,525	26,693
SAN JUAN	39	45	264	900	1,737	60	1,792				4,858
SAN LUIS	58	15	756	90	2,123	60	1,535				4,637
SANTA CRUZ	1,648		1,703	45	1,241	60		9,500		3,952	18,150
SANTA FE	319	156	27,343	249	7,347	438	1,300	360	2,050		39,556
SGO. D. ESTERO	70	45	2,377	68	2,661	210	3,545		426		9,404
T. DEL FUEGO	1,310		448		153	60		8,250		432	10,652
TUCUMAN	2,194	76	752	729	3,105	630	2,661		360	69,815	60,522
合計	69,811	1,500	176,662	15,920	60,759	60,000	55,365	44,740	22,456	560,966	1,127,379

A: PROMSA : (1)

C: SENASA: 国立家畜衛生局

E: INTA: 国立農業技術院(2)

G: 小規模生産者

I: 農牧業緊急支出

B: INASE: 国立種子研究所

D: IASCAV: 国立植物検疫所

F: 植林振興

H: 水産業

J: その他(3)

注: (1) 農牧業サービス近代化プロジェクト

(2) 技術院予算37,836、「Cambio Rural」計画33,362、鉱業生産プロジェクト2,895 および「Pro-Huerta」プロジェクト6,639 を含む。

(3) パタゴニア地方および牧羊業のためのクレジット、補助金、ならびにタバコ基金を含む。

地域的性格の強いその他の重要な投資計画としては、港湾インフラ設備の改善がある。 港湾航行可能河川近代化多年次計画は、総計約15億ペソに上る投資を見込んでおり、ブエノス・アイレス、エントレ・リオス、チャコ、サンタ・フェ、チュブ、サンタ・クルスおよびティエラ・デル・フエゴの各州での工事が予定されている。(表II-3 参照)

生産部門の振興を目的とする経済インフラへの投資として、道路インフラへの工事が挙げられる。94年度予算に計上された投資額および既存道路のリハビリと改善を目的とする「1993-1997年公共工事業多年次計画」投資額は、1994-96年の3年間に合わせて12億ペソに達している。(表II-4 参照)

表 II-3 各州において施工予定の港湾工事 (単位: 100 万ペソ)

州	施工予定工事	投資額	施工期間
BUENOS AIRES	La Plata	35,5	1994-95
	Dock Sud	未定	1994-95
	Quequén	7,0	1994-95
CHACO	Barranqueras	0,95	1994-95
ENTRE RIOS	Concepción del Uruguay	0,75	1994-95
	Diamante	未定	1994-96
	Ibicuy	未定	1995-96
CHUBUT	Comodoro Rivadavia	19,0	1996-97
	Madrin	32,0	1994-95
SANTA CRUZ	Deseado	14,9	1994-95
	San Julián	1,4	1994-95
	Quilla	1,4	1994-95
SANTA FE	Rosario	5,0	1994-95
	Villa Constitución	未定	1994-95
	Santa Fe	1,74	1994-95
T. DEL FUEGO	Ushuaia	29,0	1994-96
合計		148,64	

出所: 公共事業庁

道路網の改善には全国の国道、州道が広く含まれるが、特にそのうち四州（エントレ・リオス、リオ・ネグロ、コリエンテス、ラ・パンパ）が1994-96年の3年間の投資予定額の約3分の1を占めている。

通行の可能性とサービスの質の向上を目的として、国道網との調整を図りつつ実施される州道路網の保守および再建に関する計画は、国家道路局を担当機関とし、通常世銀の融資に基づく。

融資面においては、ナシオン銀行が実施している活動が大きな地域インパクトを生んでいる。預金の確保および生産活動の振興あるいは実施条件の改善を目的とする貸付けを通して、ナシオン銀行の融資は各州の経済活性化を担っている。表II-5は1994年2月末日における州別の預金および貸付けの詳細である。預金、貸付けの両方における連邦首都の比率の不均衡がまず注目される。ナシオン銀行の預金全体の40%が連邦首都から発生している一方、その貸付けについてのシェアは19%に過ぎない。反対にその他の州は、サン・ルイスとティエラ・デル・フエゴを除いて、すべて貸付けレベルが預金レベルを上回っており、またそのうち大部分では貸付残額が預金額を上回り、2倍以上となっている州（フォルモサ、ラ・パンパ、メンドーサ）もある。

表 II -4 州別施工予定道路投資 (単位:千ペソ)

州	1994	1995	1996
BUENOS AIRES	23.839	15.931	6.261
CATAMARCA	10.450	4.422	4.302
CORDOBA	19.150	14.183	11.740
CORRIENTES	14.441	52.081	28.884
CHACO	9.890	12.539	2.614
CHUBUT	17.246	11.353	7.242
ENTRE RIOS	19.262	48.985	33.363
FORMOSA	15.455	7.420	17.705
JUJUY	11.199	15.991	34.063
LA PAMPA	22.752	27.569	39.379
LA RIOJA	18.174	17.457	8.362
MENDOZA	20.319	23.017	15.206
MISIONES	9.316	12.684	32.829
NEUQUEN	21.977	23.152	13.959
RIO NEGRO	22.107	44.969	31.738
SALTA	19.158	22.193	39.192
SAN JUAN	6.757	2.800	4.600
SAN LUIS	7.457	4.652	4.848
SANTA CRUZ	5.935	12.682	10.173
SANTA FE	14.659	13.005	7.124
SGO.DEL ESTERO	13.715	17.842	16.397
TIERRA DEL FUEGO	4.120	17.570	31.496
TUCUMAN	17.590	13.763	6.270
合計	345.328	436.160	407.747

出所: 経済公共事業省、公共事業庁

いずれにせよ、最も経済開発の進んでいる四州（ブエノス・アイレス、連邦首都、コルドバ、サンタ・フェ）にナシオン銀行の貸付けの総額の2/3が集中していることが注目される。自然災害を受けた州の生産活動の回復の支援、地域経済の季節的融資の確保、中小企業の投資および運転資金の融資などを目的とする様々のクレジット・ラインが存在するものの、ナシオン銀行の貸付けの構造は、アルゼンチン経済の地域格差を明確に示していると言える。

表 II-5 州別ナシオン銀行預金および貸付け
(1994年2月28日現在、単位千ペソ、%)

州	預金		貸付け		貸付残高
BUENOS AIRES	905.954	24,98	1.027.026	22,53	-121.072
CAPITAL FEDERAL	1.473.629	40,63	875.146	19,20	598.483
CATAMARCA	9.118	0,25	21.460	0,47	-12.342
CHACO	60.579	1,67	162.572	3,57	-101.993
CHUBUT	43.648	1,20	54.956	1,21	-11.308
CORDOBA	218.004	6,01	516.644	11,33	-298.640
CORRIENTES	37.079	1,02	80.098	1,76	-43.019
ENTRE RIOS	71.331	1,97	193.291	4,24	-121.960
FORMOSA	14.580	0,40	45.681	1,00	-31.101
JUJUY	17.699	0,49	41.966	0,92	-24.267
LA PAMPA	18.960	0,52	81.192	1,78	-62.232
LA RIOJA	22.499	0,62	53.793	1,18	-31.294
MENDOZA	39.432	1,09	122.962	2,70	-83.530
MISIONES	36.920	1,02	76.120	1,67	-39.200
NEUQUEN	30.278	0,83	60.939	1,34	-30.661
RIO NEGRO	68.164	1,88	139.603	3,06	-71.439
SALTA	38.571	1,06	106.261	2,33	-67.690
SAN JUAN	20.623	0,57	43.069	0,94	-22.446
SAN LUIS	135.545	3,74	37.410	0,82	98.135
SANTA CRUZ	21.668	0,60	39.399	0,86	-17.731
SANTA FE	215.905	5,95	603.737	13,24	-387.832
SGO. DEL ESTERO	35.371	0,98	52.330	1,15	-16.959
TIERRA DEL FUEGO	40.131	1,11	11.153	0,24	28.978
TUCUMAN	51.205	1,41	111.559	2,45	-60.354
合計	3.626.893	100,00	4.558.367	100,00	-931.474

出所： ナシオン銀行 (Banco de la Nacion Argentina)

上述の四州と対極にあるのは国内でも最も開発度の低い州（カタマルカ、フファイ、サン・ファン、サン・ルイス、サンタ・クルス、ティエラ・デル・フエゴ）で、ナシオン銀行の貸付け総額の1%を占めるに至っていない。

各州の生産部門の成長を外部から促進しようとする各分野あるいは各部門の主要計画は以上に記述した通りであるが、対象となる投資規模のため、これらの計画は国庫、二国間企業、州あるいは市(13)の資本形成による公共投資計画に比較すると微々たるものとなる。表II-6より明らかなように、1993-96年の4年間の計画投資は216億1730万ペソに達している。

上記投資の各州間の配分からは、各投資プロジェクトが実施されるべき地理的位置が明確でない。そのため一方では4年間の投資総額の3分の1以上が、特定の地理的位置を定めないプロジェクトであるところから、いずれの州にも割当てられず、また他方では国家的大規模プロジェクトの存在から、同配分は極めて不均衡となっている（ヤシレタダムはコリエンテス州に、ピチ・ピクン・レウフ・プロジェクトはネウケン州に割当てられている）。

公共投資の州別配分は、これら国家規模の大プロジェクトの量的インパクトの他に、ブエノス・アイレス州の明らかな優位を示している。同州は「非分類」の項目を除けば1993-96年の4年間に予定される公共資本形成の3分の1以上を占めている。

ブエノス・アイレス州の他に、計画公共投資の比率の大きい州は、コリエンテス（13.7%、ヤシレタ工事の完成に密接に関連）、連邦首都（7.2%）、ネウケン（4.6%）、サンタ・フェ（3.0%）となっている。その反対に、カタマルカ、ラ・パンパ、ラ・リオハ、サン・ルイス、サンタ・クルスの各州では、同4年間に予定される資本形成はそれぞれ2億ペソに至らず、追加公共投資総額の1%を下回っている。

(13) 州および市の場合は、国庫からの移転あるいは貸付けにより実施されるもの。

表 II-6 公共財貨、サービス生産のための年間総資本形成
(単位：百万ペソ)

州	1993	1994	1995	1996
BUENOS AIRES	1,008,0	1,197,7	1,343,6	1,380,1
CAPITAL FEDERAL	219,4	324,8	236,0	208,4
CATAMARCA	37,2	40,4	38,2	30,8
CORDOBA	62,4	80,1	79,5	82,6
CORRIENTES	537,2	464,0	512,4	366,7
CHACO	72,0	65,9	85,8	77,6
CHUBUT	31,8	88,6	117,1	96,2
ENTRE RIOS	50,0	85,5	87,1	71,9
FORMOSA	66,9	53,0	100,3	100,2
JUJUY	31,1	48,8	66,0	62,0
LA PAMPA	35,4	47,7	46,5	46,5
LA RIOJA	29,6	37,6	36,2	29,4
MENDOZA	67,6	76,5	77,9	64,0
MISIONES	62,3	77,7	96,0	119,0
NEUQUEN	285,1	216,2	69,7	60,5
RIO NEGRO	88,5	90,2	116,4	94,8
SALTA	48,3	73,1	84,2	82,1
SAN JUAN	55,5	62,3	81,6	49,3
SAN LUIS	35,3	50,6	54,4	53,9
SANTA CRUZ	39,3	46,2	49,0	44,2
SANTA FE	90,9	127,0	103,3	93,6
SGO.DEL ESTERO	46,0	65,2	66,9	75,8
TIERRA DEL FUEGO	60,5	45,0	48,4	53,0
TUCUMAN	41,5	51,9	77,1	82,9
NO CLASIFICADO (*)	1,941,8	1,525,7	1,681,1	2,730,7
合計	5,044,7	5,041,7	5,374,8	6,156,1

注：(*) 特定の地理的位置を定めないプロジェクトを含む。

出所： 経済公共事業省

上記諸点から、大規模プロジェクトの地域への影響および中央政府自身が表明している非中央集権化（地方分散化）の目標とは別個に、公共財貨およびサービスの生産のための総資本形成の地理的分布は、国内の各地域における開発度の格差に対応するものであると指摘することができる。

1994年の公共投資の分析に限って言えば、表II-7 から明らかなとおり、総資本形成の約半分（49.2%）が相対的に国内で最も開発度の高い四つの管轄地域（ブエノス・アイレス、連邦首都、コルドバ、サンタ・フェ）に集中している。国家規模の大型プロジェクト（コリエンテス州のヤシレタダム、ネウケン州のピチ・ピクン・レウフ・プロジェクト）により、二つの州において、同年の公共投資の約20%が実施されているにもかかわらず、上記の集中度は変わらない。一方、カタマルカ、フファイ、ラ・パンパ、ラ・リオハ、サンタ・クルス、ティエラ・デル・フエゴの各州では、同年の公共投資額は5千万ペソに達していない。

公共財貨、サービス形成の構造を見ると、社会投資（全体の49.0%）は付加価値レベルにおいても大きな比率を占めている。最も開発度の高い四州が投資総額の56.5%を占め、その一方他州に比較して相対的に開発の遅れている五州（カタマルカ、フファイ、ラ・パンパ、ラ・リオハ、ティエラ・デル・フエゴ）は、全体で公共資本形成の約6%強を占めるに過ぎない。

経済部門を対象とする公共投資では、状況は異なっている。コリエンテス州のヤシレタダム、ネウケン州のピチ・ピクン・レウフなどの大型プロジェクトの影響が決定的なため、両州は総投資の42.5%を占めるに至っている。（「非分類」項目を除く）いずれにせよ、開発度の高い四州は総投資額の3分の1以上を占め、これにコリエンテス、ネウケン両州を加えると、経済部門における公共資本形成の4分の3以上を占めることとなる。

表 II - 7 公共財貨、サービス生産のための計画別総資本形成 (1994年度)

州	行政管理費	保安	社会部門	経済部門	A ¹⁾	B ¹⁾	C ¹⁾	D ¹⁾	道路 ²⁾	合計
BS. AIRES	3,330,0	39,510,0	786,439,7	368,419,0	7,300,0	4,920,0	139,180,0	24,221,0	21,529,0	1,197,698,7
CAP. FED.	112,650,0	20,710,0	136,365,0	55,093,0	4,300,0	-	12,450,0	-	-	324,808,0
CATAMARCA	2,100,0	-	23,645,0	14,643,0	-	-	20,110,0	1,310,0	9,983,0	40,388,0
CORDOBA	-	-	65,718,9	14,390,0	-	-	54,090,0	1,468,0	14,390,0	80,108,9
CORRIENT.	4,720,0	-	58,850,0	400,382,0	-	-	47,400,0	-	8,582,0	463,952,0
CHACO	3,000,0	1,430,0	51,367,0	10,093,0	-	-	44,050,0	307,0	10,093,0	65,890,0
CHUBUT	200,0	2,920,0	68,640,0	16,879,0	-	-	30,640,0	-	16,739,0	88,639,0
E. RIOS	370,0	-	56,757,0	28,388,0	-	-	37,340,0	147,0	28,388,0	85,515,0
FORMOSA	6,320,0	250,0	40,706,0	5,711,0	-	-	38,300,0	1,406,0	5,711,0	52,987,0
JUJUY	8,090,0	-	30,130,0	10,522,0	-	-	28,730,0	-	10,552,0	48,702,0
LA PAMPA	-	1,970,0	19,756,0	25,963,0	-	-	19,150,0	606,0	25,963,0	47,689,0
LA RIOJA	3,000,0	-	21,481,0	13,174,0	-	-	19,150,0	311,0	13,174,0	37,635,0
MENDOZA	2,230,0	-	41,877,0	32,431,0	200,0	-	38,280,0	397,0	22,141,0	78,538,0
MISIONES	9,450,0	-	63,085,8	5,172,0	-	-	45,000,0	7,704,0	1,002,0	77,707,8
NEUQUEN	1,290,0	300,0	54,200,0	160,423,0	-	-	41,170,0	2,930,0	26,603,0	216,213,0
RIO NEGRO	8,500,0	1,360,0	43,567,0	36,768,0	-	-	43,100,0	467,0	19,536,0	90,193,0
SALTA	8,200,0	-	45,883,0	19,024,0	-	-	38,300,0	1,068,0	19,024,0	73,107,0
SAN JUAN	300,0	-	36,250,0	25,791,0	-	-	34,950,0	-	6,791,0	62,341,0
SAN LUIS	-	-	36,543,0	14,076,0	-	-	34,950,0	593,0	8,076,0	50,619,0
STA. CRUZ	310,0	220,0	32,205,0	13,454,0	-	-	30,640,0	1,565,0	12,674,0	46,189,0
SANTA FE	-	-	116,153,7	10,798,0	11,800,0	-	10,320,0	1,520,0	10,798,0	126,951,7
SGO. EST.	-	-	51,810,0	13,366,0	-	-	41,170,0	7,640,0	13,366,0	65,176,0
T.O.F.	-	-	27,003,0	18,000,0	300,0	-	25,370,0	-	18,000,0	45,003,0
TUCUMAN	-	-	44,162,0	7,756,0	200,0	-	40,220,0	2,002,0	7,756,0	51,918,0
N/CLAS. ³⁾	94,901,0	23,270,0	515,587,0	891,902,5	1,000,0	4,230,0	8,600,0	500,0	553,500,0	1,525,660,5
合計	269,961,0	91,940,0	2,470,282,1	2,210,616,5	25,100,0	9,150,0	922,690,0	56,162,0	884,371,0	5,041,799,6

A: CONICET: 国立科学技術審議会 B: INTA: 国立農業技術院 C: FONAVI: 国立住宅基金

D: COFAPS: 連邦上下水道整備審議会

注: (1) 社会サービスの項目に含まれる。 (2) 経済サービスの項目に含まれる。

(3) 特定の地理的位置を定めないプロジェクトを含む。

出所: 経済公共事業省、農牧水産庁

その結果、チャコ、フォルモサ、フワイ、ラ・リオハ、ミシオネス、ティエラ・デル・フエゴなどのように、個別の州としての比率が、地理的に「非分類」の項目を別としても、経済部門の公共投資の1%に満たない州がでてくる。

ここで、世銀の融資により内務省が実施する「州II」計画について簡単に言及する。これは州政府の歳出入構成を調整し、公共財貨、サービスの給付の効率を改善するためのものである。

全体として1994年末までに、358件のプロジェクトが承認済み、あるいは調査段階にあり、総計約8億4千万ドルの投資が決定されており、そのうち70%が世銀の融資、残りは州政府の出資による。

(表II-8 参照)

これらのプロジェクトの地理的分布は、前述の融資のような集中度は示していないが、いずれにせよ、全体的に開発度の高い州がやはり投資の主要な受入れ先となっている。サンタ・フェが投入決定資本額(全体の16.5%)から最も重要な州となっており、その半分以上は承認済みとなっている。これに次いでメンドーサ(12.0%)、コルドバ(8.6%)、ブエノス・アイレス(7.1%)がそれぞれ投資額において上位を占めている。これに反してサルタ、ティエラ・デル・フエゴなどでは、決定済み投資額は1千万ドルに満たない。

調査中あるいは承認済みのプロジェクトの大部分は共通の特徴を備えている。各州の主要プロジェクトを見ると、税務管理の強化改善、州税の徴収の基本となる土地台帳関連情報のアップデート、道路インフラの保守修復、医療、教育インフラの保守とリハビリなどがほとんどすべてとなっている。最初の二つの場合は徴税業務の効率化と言う州政府のニーズに密接に関連しており、それ以下は、当該サービスの管轄が国から州へ移転したことから必要となった調整に関連するものである。

表 II - 8 「州II」計画州別プロジェクト
 (ファイナンスおよび94年8月31日現在進捗状況、単位：千ドル)

州	件数	コスト	融資	州出資	主要プロジェクト
ブエノス・アイレス					
概要、Pre F/S	6	29,313.0	20,354.0	8,959.0	教育管理システム (21,126)
承認済み	11	30,649.0	21,327.2	9,321.8	管轄領土情報システム (21,436.0)
計	17	59,962.0	41,681.2	18,280.8	
カタマルカ					
概要、Pre F/S	5	1,097.5	829.5	268.0	州立銀行の技術援助 (570.0)
承認済み	9	21,271.7	15,134.6	6,137.1	道路リハビリ、再舗装 (16,442.8)
計	14	22,369.2	15,964.1	6,405.1	
チャコ					
概要、Pre F/S	5	8,578.4	6,004.9	2,573.5	学校建物保守リハビリ (7,187.1)
承認済み	18	36,292.1	24,412.1	11,880.0	州道90号再舗装 (19,884.6)
計	23	44,870.5	30,417.0	14,453.5	
チュブ					
概要、Pre F/S	8	6,425.8	4,632.1	1,793.7	エスケル市道路 (3,500.0)
承認済み	8	7,563.5	5,428.0	2,135.5	土地台帳システム化 (5,048.2)
計	16	13,989.3	10,060.1	3,929.2	
コルドバ					
概要、Pre F/S	3	19,747.6	13,374.5	6,370.1	国道10号再舗装 (11,821.1)
承認済み	8	52,144.8	35,923.5	16,221.3	州土地台帳アップデート (25,726.9)
計	11	71,889.4	49,298.0	22,591.4	
コリエンテス					
概要、Pre F/S	9	17,786.0	12,450.2	5,335.8	PRISVE(5,000.0)
承認済み	11	16,839.4	11,815.3	5,024.1	管轄領土情報システム (5,894.4)
計	20	34,625.4	24,265.5	10,359.9	

エントレ・リオス

概要、Pre F/S	9	30,862.4	21,814.7	9,047.7	地表水灌漑利用(12,310.0)
承認済み	11	48,277.2	35,067.1	13,219.1	州道22号リハビリ、再舗装
計	20	79,139.6	56,881.8	22,257.8	(19,347.0)

フォルモサ

概要、Pre F/S	9	20,403.4	14,295.9	6,107.5	中央病院リハビリ(15,000.0)
承認済み	13	12,002.2	8,415.0	3,587.2	学校建物保守、リハビリ
計	22	32,450.6	22,710.9	9,697.7	(4,456.7)

フフイ

概要、Pre F/S	5	11,554.0	8,087.5	3,466.5	学校、病院リハビリ保守(7,415.0)
承認済み	3	173.0	121.3	51.7	UEP 行政機構強化(100.0)
計	8	11,727.0	8,208.8	3,518.2	

ラ・パンパ

概要、Pre F/S	-	-	-	-	
承認済み	8	11,083.4	7,919.7	3,163.7	州道路公団強化(4,000.0)
計	8	11,083.4	7,919.7	3,163.7	

ラ・リオハ

概要、Pre F/S	8	8,727.0	6,159.5	2,567.5	農地所有権整備(2,000.0)
承認済み	6	4,519.5	3,227.9	1,291.6	土地台帳アップデート(4,163.3)
計	14	13,246.5	9,387.4	3,859.1	

ブエノス・アイレス市

概要、Pre F/S	4	15,510.0	8,069.6	7,440.4	行政改革技術援助(12,210.0)
承認済み	3	365.8	328.2	37.6	行政機構強化(204.0)
計	7	15,875.8	8,397.8	7,478.0	

メンドーサ

概要、Pre S/F	11	37,748.8	22,283.7	10,465.1	教育近代化(13,963.0)
承認済み	18	68,298.3	40,301.2	21,997.1	学校インフラ拡張(14,976.0)
計	29	101,047.1	68,584.9	32,462.2	

ミシオネス

概要、Pre S/F	13	48,225.5	34,513.8	13,711.7	ポサーダス市内道路(15,000.0)
承認済み	12	4,785.6	3,600.9	1,184.7	土地台帳アップデート(3,891.0)
計	25	53,011.1	38,114.7	14,896.4	

ネウケン

概要、Pre S/F	1	1,677.0	1,173.0	504.0	税務情報システム近代化(1,677.0)
承認済み	10	13,780.3	9,689.9	4,090.4	政庁リハビリ(4,340.0)
計	11	15,457.3	10,862.9	4,594.4	

リオ・ネグロ

概要、Pre S/F	2	3,772.0	2,641.5	1,130.5	税務局機構改正(2,972.0)
承認済み	9	17,102.8	12,071.4	5,031.4	土地台帳再評価、アップデート
計	11	20,874.8	14,712.9	6,161.9	(9,630.0)

サルタ

概要、Pre S/F	4	7,150.2	4,769.9	2,353.3	行政金融制度改革(4,125.5)
承認済み	9	2,145.4	1,713.5	431.9	税務機構強化(1,114.7)
計	13	9,295.6	6,510.4	2,785.2	

サン・フアン

概要、Pre S/F	4	15,612.5	10,928.8	4,683.7	学校建物リハビリ、保守(8,224.8)
承認済み	13	6,099.2	4,563.7	1,535.5	土地台帳情報システム(3,542.0)
計	17	21,711.7	15,492.5	6,219.2	

サン・ルイス

概要、Pre S/F	2	3,680.0	2,576.0	1,104.0	水資源利用計画システム拡張(2,500.0)
承認済み	4	8,862.7	6,313.8	2,548.9	サービス網の改善
計	6	12,542.7	8,889.8	3,652.9	

サンタ・フェ

概要、Pre S/F	9	67,011.4	47,303.6	19,707.8	州道リハビリ(22,740.0)
承認済み	14	71,318.4	49,940.9	21,377.5	土地台帳制度改革(23,791.0)
計	23	138,329.8	97,244.5	41,085.3	

サンティアゴ・デル・エステーロ

概要、Pre S/F	10	21,460.0	15,160.0	6,300.0	市コミュニティ社会投資(5,000.0)
承認済み	10	5,997.9	4,671.0	1,326.9	土地台帳アップデート(3,223.1)
計	20	27,457.9	19,831.0	7,626.9	

ティエラ・デル・フエゴ

概要、Pre S/F	3	5,761.4	4,061.4	1,700.0	学校建物リハビリ(3,500.0)
承認済み	8	2,841.8	2,029.3	812.5	徴税制度改革(1,511.9)
計	11	8,603.2	6,090.7	2,512.5	

ツクマン

概要、Pre S/F	4	1,070.0	686.3	383.7	州灌漑システム強化(422.0)
承認済み	8	19,185.4	11,466.2	7,719.2	土地台帳制度再構成(9,755.1)
計	12	20,255.4	12,152.5	8,102.9	

総計 358 839,770.3 583,679.1 256,091.2

各州の財政状態

兌換計画の発足およびこれに伴うインフレの沈静化とともに、連結州財政は前年の危機的状态から大幅に好転した。構造的制限や非能率な点が存続し、また州間に深刻な不均衡が見られることは確かであるが、価格の相対的な安定の結果として、国税および連邦配分租税の徴税レベルの目覚ましい回復がもたらされた。これに加えて、租税制度の改革（連邦配分租税を主体とする）と国税局および各州徴税機関の徴税監督能力の向上があげられる。しかしながら、構造的な不均衡と、州の課税対象拡張の困難（租税に関する連邦協定の結果としての租税廃止および医療、教育など公共サービスの州への移転に伴う効果）のため、兌換計画発足当初の数年間に達成された成果が完全に安定するに至っていない（14）

上述の状況にあって、連邦政府は州予算の執行についてフォローアップを行い、当初計画からの逸脱を是正するよう指導しており、その結果として、多くの場合構造上の問題に起因する州財政の不均衡の中央財政に対するインパクトを最小限に止めるための調整とコントロールの導入に成功している。地域の特性や特定の問題にかかわらず、また多くの場合には各州の政治経済上の可能性を越える、財政健全化を義務付ける連邦政府のプレッシャーにより、各州政府の財政上の自由裁量の範囲は制限されるようになった。

第II-9表は1991年から1993年までの州財政の推移を示したものである。同表より以下の諸点が明らかとなる。

- * 州の經常収入は相当な拡張を示しており、1350億ペソから2310億ペソへと増大（71.4%）している。州自身の収入（90%以上）と国庫収入（58.8%）の両方においてこの増加傾向が見られる。
- * 經常支出も、經常収入をやや下回る比率（60.8%）ではあるが、増大している。このうち最も重要な支出項目は人件費で、全体の60%を上回っている。

(14) 連邦政府の主要な目的の一つが無償分担金の撤廃であるにもかかわらず、1991 - 1994年の無償国庫分担金（特に国庫出資）が増加傾向にあるのがその一例である。

* 国庫分担金はやや増加（25.3%）しており、無償分担金（国庫出資金など）はこの2年間に140.6%増、有償分担金（FONAVIなど）は16.6%減となっている。

第II-9 国内24州の予算執行
（1991年度、100万ペソ単位）

項目	1991	1992	1993
1. 経常収入	13,477	20,387	23,094
- 州	5,408	8,528	10,281
- 連邦租税収入配分制度	6,904	10,038	10,240
- その他国家管轄	1,165	1,831	2,573
2. 経常支出	14,051	19,958	22,598
	8,415	11,959	13,767
	5,636	7,999	8,831
3. 資本収入	85	124	332
4. 前年度繰越	10	105	105
5. 分担金	1,341	1,432	1,680
- 無償分担金	357	602	859
- 還付可能分担金	984	830	821
6. 資本支出	2,188	2,388	3,105
7. 収入および分担金合計 (1 + 3 + 4 + 5)	14,913	22,057	25,214
8. 支出合計 (2 + 6)	16,239	22,346	25,703
9. 融資必要額	1,326	289	489
10. 財政赤字 (9 + ATN*)	1,438	504	778

注： ATN：国庫分担金

出所： 州経済財政関係局の情報に基づいて著者が作成

- * 資本支出（実質投資および融資）もコンスタントな拡張（41.9%）を見せているが、人件費の4分の1をやや上回るに過ぎない。
- * 融資の必要と24州の連結財政赤字は、1992年に大幅な減少（それぞれ78.2%、65.0%）を示した。1993年には再び逆の傾向に戻ったが、それでも1991年、および80年代の大部分の年度に計上された赤字を大幅に下回った。

上述のような各州の財政の構成は、どのような経済指数を勘案するかによって、州により全く異なる推移を示している。参考として、24州の予算構成および社会支出構成についての代表的な一連の指数の1992、93年の2年間の平均値を表II-10 およびII-11に示した。

人口一人当たりの州支出は、ブエノス・アイレス州（493.6 ペソ）を最低、ティエラ・デル・フエゴ州（3,303.1 ペソ）を最高の両極端として広範囲に分散しており、人口密度の低い地域（ティエラ・デル・フエゴ、サンタ・クルス、ネウケン）が高いレベルを示している。また多少の差異はあっても、おおむね一人当たり平均支出は各州の開発度と反比例する傾向にある。

一方、州政府経常支出に占める人件費の大きさは、全州に見られる共通の現象であるが、その中でも人件費が支出総額の60%を下回る州（ブエノス・アイレス53.7%、ラ・パンパ56.7%、カタマルカ58.1%など）と、人件費が70%を越える州（チャコ76.6%、サン・ルイス74.2%、コルドバ72.1%など）がある。

各州の収入の構成は、おおきな相違を示している。いくつかの州では、州税の比率が歳入全体の12%に満たず、（カタマルカ7.5%、フォルモサ7.6%、サンティアゴ・デル・エステーロ11.2%、ラ・リオハ11.8%）租税連邦分配資金およびその他の国税からの収入に依存せざるを得ない状態にある。一方、首都（93.3%）およびブエノス・アイレス州（53.2%）では、収入の半分以上が当該管轄地域の特定租税よりの収入となっている。すなわち、州の課税の種類を問わず、当該徴税管轄地域の開発度と密接に関連しており、従って相対的に開発の遅れている地域ほど連邦分配資金への依存度が高いことが明らかである。

総体的に、国庫から州に割り当てられる経常収入の5分の4以上が、租税連邦配分制度による自動的な配分のメカニズムの適用から発生するものであるが、いくつかの州では同比率が半分以下（ネウケ

ン39.3%)であり、また他の州ではほぼ半分(ティエラ・デル・フエゴ52.0%、サンタ・クルス52.5%、コリエンテス55.5%)となっている。

公共支出の一部の市への移管の度合いは、多くの場合各州の公共サービスの分散化の度合いを反映するものである。ティエラ・デル・フエゴ(21.9%)およびリオハ(19.4%)は、分散化のプロセスの極端な例であり、一方チャコ(6.7%)、サン・ルイス(6.8%)およびミシオネス(7.5%)は、いまだに同プロセスが始まったばかりである。

各州の財政状態もまた極端に異なっており、いくつかの州では1992-93年度に黒字を計上した(ラ・パンパ17.8%、サン・ルイス9.4%、サンタ・フェ5.6%、サンタ・クルス4.6%、フファイ4.2%、ブエノス・アイレス3.1%)のに対し、他の州では全体に財政赤字であり、赤字が10%を越える州(ネウケン13.8%、首都12.9%、カタマルカ12.4%)もある。

表II-10 各州の予算指数
(1992-93年、単位：ペソ、比率%)

州	I*	II*	III*	IV*	V*	VI*
BUENOS AIRES	493.6	53.7	53.2	80.8	13.3	-3.1
CAPITAL FEDERAL	909.1	59.1	93.3	84.9		12.9
CATAMARCA	1.507.8	58.1	7.5	87.5	11.4	12.4
CORDOBA	844.0	72.1	12.5	92.2	10.6	4.4
CORRIENTES	1.126.8	70.9	18.4	55.5	8.4	2.0
CHACO	716.8	76.6	14.5	89.0	6.7	1.5
CHUBUT	706.8	57.6	44.8	91.6	13.8	6.7
ENTRE RIOS	839.9	62.8	30.2	89.1	12.3	4.2
FORMOSA	1.333.2	70.3	7.6	88.6	9.3	6.2
JUJUY	925.9	63.4	13.9	87.6	11.0	-4.2
LA PAMPA	1.408.4	56.7	34.7	81.2	11.5	-17.8
LA RIOJA	1.885.8	61.7	11.8	85.2	19.4	4.2
MENDOZA	665.9	59.3	39.8	78.7	12.6	2.0
MISIONES	701.8	68.5	20.0	86.7	7.5	6.3
NEUQUEN	1.787.7	65.5	28.3	39.3	12.9	13.8
RIO NEGRO	1.081.4	69.0	30.4	73.2	9.5	9.8
SALTA	818.8	67.3	27.4	84.2	8.3	0.1
SAN JUAN	944.0	63.6	17.9	88.7	8.9	1.4
SAN LUIS	1.103.8	74.2	19.0	85.7	6.8	-9.4
SANTA CRUZ	2.433.8	63.5	19.0	52.5	12.2	-4.6
SANTA FE	642.9	59.9	46.8	91.2	12.7	-5.6
SGO.DEL ESTERO	893.6	62.1	11.2	88.5	12.0	6.6
TIERRA DEL FUEGO	3.303.1	62.3	32.6	52.0	21.9	4.3
TUCUMAN	650.9	60.0	23.0	88.8	13.6	1.3
合計	725.4	60.4	43.2	82.2	12.2	1.6

(注) (*)

- I. 人口一人当たりの州支出
- II. 州経常支出に占める人件費の比率
- III. 収入全体に占める州の経常収入
- IV. 国庫経常収入に占める連邦配分収入の比率
- V. 州総支出に占める市への移管支出の比率
- VI. (州総収入 + 分担金総額) に占める融資必要額の比率

出所： 経済公共事業省、対州経済財政関係局

州の支出の主要な構成要素は、社会的性格の支出であり、全体の55%を占めており、支出総額の3分の2に達している州もある。この社会支出の増大は、サービスの地方分散化のプロセスの結果として、社会支出の州への集中傾向を表している。同プロセスは70年代の初頭に開始され、中等教育および医療機関、栄養計画およびFONAVI（住宅計画）の自動割り当ての州への移管をもって、1992年始めに完成した。これにより、州および市が主要な公共社会支出計画の運営と実行を担当することとなった。表II-11は主要な公共社会支出指標を州別にまとめたものである。

表II-11 州別公共社会支出指標
(1992-93年、単位：ペソ、比率%)

州	I*	II*	III*	IV*	V*	VI*
	(pesos)	(%)	(%)	(%)	(%)	(pesos)
BUENOS AIRES	279	56,44	55,69	28,71	15,60	597
CAPITAL FEDERAL	646	71,05	43,56	48,41	8,03	1.094
CATAMARCA	833	55,26	45,59	29,74	24,67	1.260
CHACO	376	44,49	60,71	s/d	s/d	628
CHUBUT	592	52,49	49,22	27,02	23,76	1.024
CORRIENTES	350	48,78	58,16	20,67	21,17	600
CORDOBA	392	55,21	61,28	25,07	13,66	695
ENTRE RIOS	457	54,42	53,36	19,91	26,73	803
FORMOSA	555	41,64	46,23	28,32	25,44	610
JUJUY	497	53,82	42,82	36,82	20,36	623
LA PAMPA	736	52,14	50,21	30,68	19,11	1.259
LA RIOJA	645	34,21	51,97	18,46	29,57	660
MENDOZA	427	64,10	38,72	21,04	40,24	558
MISIONES	358	51,00	45,90	22,78	31,32	451
NEUQUEN	908	50,76	49,88	29,83	20,29	1.057
RIO NEGRO	643	59,42	48,27	25,61	26,12	881
SALTA	469	57,37	45,97	33,21	20,81	698
SAN JUAN	525	55,61	38,44	20,14	41,43	522
SAN LUIS	629	56,98	46,89	23,06	30,05	833
SANTA CRUZ	1.167	47,96	47,32	23,52	29,16	1.347
SANTA FE	283	43,89	63,02	21,64	15,15	711
SGO,DEL ESTERO	440	49,39	51,76	19,23	29,02	560
TIERRA DEL FUEGO	2.022	60,89	38,60	26,27	35,13	2.493
TUCUMAN	380	58,44	52,08	25,01	22,91	787
合計	397	54,72	51,55	28,78	19,67	726

(注) (*)

- I. 人口一人当たり公共社会市支出
- II. 公共支出に占める公共社会支出の比率
- III. 公共社会支出に占める教育関連支出の比率
- IV. 公共社会支出に占める保健関連支出の比率
- V. 公共社会支出に占めるその他の社会部門の比率
- VI. 小学校在籍生徒一人当たりの支出

出所： 経済公共事業省、対州経済財政関係局

一人当たりの公共社会支出の州間の比較によると、総支出レベルでの比較において現れるとほぼ同一の分布が示されている。人口一人当たりの支出の最も大きい州はティエラ・デル・フエゴ (2,022 ペソ) およびサンタ・クルス (1,167 ペソ) であるが、これらは人口密度が低いことが原因である。同様に、人口一人当たりの公共社会支出が最も低い州 (ブエノス・アイレスおよびサンタ・フェ) は人口一人当たりの公共支出もやはり最も低くなっている。

上記より、社会的目的をもって割り当てられた州支出の比率は、州によって大差のないことが分かる。表II-11のIIからも明らかなおとおり、首都 (71.1%) とラ・リオハ (34.2%) を除いては、公共社会支出はいずれの州でも45% から60% の間となっている。

ほとんどすべての州において、教育が公共社会支出の最も主要な支出項目を構成している。総体的に、教育支出は公共社会支出の半分以上を占めており、サンタ・フェ、コルドバ、チャコでは60% を上回っている。これに反して、サン・フアン、ティエラ・デル・フエゴ、メンドサでは、教育が公共社会支出に占める比率は40% となっている。これらのデータを補足するものとして、小学校教育生一人当たりの支出 (VI) があげられる。これによると、ティエラ・デル・フエゴ (2,493 ペソ) と首都 (1,894 ペソ) は生徒一人当たりの平均支出が最も高い。反対に生徒一人当たり支出が最も低いのはミシオネス (451 ペソ)、サン・フアン (522 ペソ)、メンドサ (558 ペソ) サンティアゴ・デル・エステロ (580 ペソ)、ブエノス・アイレス (597 ペソ) の各州である。

州の大部分において、保健関係支出は、州の公共社会支出の第二番目の支出項目となっている。全体として保健関係支出は総支出の29% を占めており、首都では50% に達している。これに反してエントレ・リオス、ラ・リオハ、サンティアゴ・デル・エステロの各州では、20% に満たない。

その他の公共社会支出は、FONAVI (国家住宅計画) の融資および栄養、社会援助計画の実施に関連するものである。これらは社会公共支出全体の約5分の1を占めており、州間の差が著しい。サン・フアン、メンドサ、ティエラ・デル・フエゴでは社会公共支出の35% を越えるのに対して、首都、コルドバ、サンタ・フェアでは15% 未満となっている。

公共サービスの州移転に起因する支出削減の困難およびこれも国家との租税協定に伴う租税撤廃の約定に起因する収入増加の困難により、大部分の州において財政赤字が増大傾向を示している。1995年の初頭に各州の全年度予算執行の結果が発表されたが、全体として州収入の構成を見ると、全支出のうち自己資金で賄った比率は44,55%に過ぎず、残り55,45%は国庫の出資に依存している。

いずれにせよ、上述の構成からも各州の間に大きな差異が存在することが明らかとなる。表XIIで見られるとおり、自己資金が国庫負担よりおおきくなっているのは、ブエノス・アイレス州および首都の二つの管轄地域のみである。その上、全国の管轄地域の50%に当たる12州では、州税から発生する収入は25%に満たない。最も極端なのはフォルモサとカタマルカで、州の収入総額の90%以上を国庫に依存している。このような州財政の危機的状況の結果として、全体レベルで27億ペソの財政赤字が計上されており、国家行政にとって、兌換計画遂行における重大な制限要素の一つとなっている。（特に今年5月に実施予定の総選挙を控えて州の公共支出が硬直化していることもあげられる。）

表II-12 外国銀行、国際融資機関に対する州立銀行の債務（中銀を除く）
 (1993年12月現在、単位：千ペソ、ドル、パーセント)

州	ペソ建て債務	ドル建て債務	合計 (%)	債務総額に占める比率
RIO NEGRO	11,948	94,708	106,656	36,40
SGO.DEL ESTERO	2,628	35,342	37,970	34,04
NEUQUEN	222,035	78,341	300,376	26,64
FORMOSA	7,090	65,859	72,949	23,21
ENTRE RIOS	15,428	64,174	79,602	22,72
BUENOS AIRES	645	1,379,346	1,379,991	21,89
CORDOBA	84,806	239,838	324,644	21,66
MISIONES	38,003	27,066	65,069	19,79
TUCUMAN	11,251	25,534	36,785	18,38
CATAMARCA	20,068	-	20,068	14,83
SAN JUAN	11,556	29,985	41,541	14,28
CHUBUT	2,829	20,478	23,307	11,90
MENDOZA	24,510	51,957	76,467	8,66
SAN LUIS	3,533	5,063	8,596	7,41
LA PAMPA	22,504	3,911	26,415	6,52
CHACO	4,938	12,448	17,386	4,37
SANTA FE	93	39,436	39,529	4,05
SANTA CRUZ	6,009	1,349	7,358	2,94
TIERRA DEL FUEGO	-	3,002	3,002	2,24
SALTA	1,499	743	2,242	1,39
JUJUY	62	-	62	0,04
合計	491,435	2,178,580	2,670,015	

出所： アルゼンチン共和国中央銀行

全体として融資必要額は11億ペソに達し、特殊資本収入（ロイヤルティ、特別報酬など）は9億250万ペソ、前年度繰越金は6億4500万ペソであった。すなわち1994年度の州全体の赤字は、26億700万ペソとなった。

これらの赤字を補填するため各州が採用した主なメカニズムは、資金調達のため州立銀行の「仲介」を申請することであった。多くの場合、このような融資は将来の租税連邦分配制度から派生する資金を担保とし、したがって将来数年間の州財政の資金調達を危うくするものである。

表II-13 1994年州財政資金調達
(100万ペソ、パーセンテージ)

州	総額	自己資金		国庫資金		赤字 1	赤字 2
BUENOS AIRES	7,186.4	3,876.0	53.94	3,310.4	46.04	3.1 %	1.5 %
CAPITAL FEDERAL	2,738.9	2,570.4	93.85	168.5	6.15	3.0 %	2.8 %
CATAMARCA	353.1	32.2	9.12	320.9	90.88	11.6 %	11.8 %
CORDOBA	1,856.1	832.2	44.84	1,023.8	55.16	18.9 %	16.2 %
CORRIENTES	504.0	72.0	14.29	432.0	85.71	2.6 %	1.5 %
CHACO	612.5	73.7	12.03	538.8	87.97	11.6 %	11.3 %
CHUBUT	345.0	69.1	20.02	276.0	79.98	24.0 %	9.8 %
ENTRE RIOS	635.4	244.5	29.25	590.9	70.74	10.2 %	6.5 %
FORMOSA	442.9	33.5	7.56	409.4	92.44	7.0 %	6.2 %
JUJUY	461.3	117.8	25.54	343.5	74.46	19.0 %	3.4 %
LA PAMPA	387.6	145.0	37.41	242.7	62.59	0.0 %	0.0 %
LA RIOJA	304.0	48.4	15.92	255.6	84.08	0.0 %	0.0 %
MENDOZA	958.8	397.2	41.43	561.6	58.57	13.0 %	6.1 %
MISIONES	491.9	86.8	17.65	405.1	82.35	13.7 %	0.7 %
NEUQUEN	650.5	204.6	31.45	445.9	68.55	21.3 %	0.0 %
RIO NEGRO	504.1	169.1	33.54	335.0	66.46	21.4 %	18.1 %
SALTA	644.4	186.0	28.86	458.4	71.14	9.6 %	2.9 %
SAN JUAN	473.2	80.6	17.03	392.6	82.97	27.7 %	15.2 %
SAN LUIS	356.2	84.8	23.81	271.4	76.19	17.8 %	0.0 %
SANTA CRUZ	362.4	85.9	23.70	276.5	76.30	9.1 %	0.0 %
SANTA FE	2,012.1	960.1	47.72	1,052.0	52.28	3.7 %	2.4 %
SGO.DEL ESTERO	550.5	79.1	14.37	471.4	85.63	13.0 %	5.2 %
T. DEL FUEGO	205.5	58.4	28.42	147.1	71.58	25.7 %	0.0 %
TUCUMAN	742.2	175.0	23.58	567.2	76.42	14.3 %	14.0 %
合計	23,979.0	10,682.4	44.55	13,296.7	55.45		

注：赤字 1（実際額）は、赤字 2（現在）に資本収入の適用と前年度の繰越金をプラスしたもの。
ラ・パンパとサン・ルイスの両州が最も成績が良く、リオ・ネグロとサン・フアンが最悪である。
ラ・リオハは国庫出資金により赤字を計上していない。

出所： 経済公共事業省

上記の結果として、州立銀行の弱体化（特にサルタ、フファイ、サンティアゴ・デル・エステーロ、コルドバ、サンタ・フェ、ミシオネス、リオ・ネグロ、ネウケン）がもたらされ、潜在的风险が高まった。（表II-13参照） 1995年には電力および水の州営企業の民営化（臨時融資援助の交換条件として国家政府が実施すると見られる）のみならず、人員および人件費の削減、州立銀行の民営化を含む州経済の調整が予定されている。

